総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会 (第17回)

日時 平成29年12月26日 (火) 12:01~13:54

場所 経済産業省本館地下2階講堂

出席者:

<委員>

横山委員長、秋元委員、安藤委員、大橋委員、大山委員、小宮山委員、 曽我委員、武田委員、廣瀬委員、又吉委員、松村委員

<オブザーバー>

菅野電源開発株式会社執行役員・経営企画部長

國松日本卸電力取引所企画業務部長

斉藤イーレックス株式会社執行役員・経営企画部長

佐藤電力広域的運営推進機関理事

佐藤東京ガス株式会社電力本部電力トレーディング部長

新川電力・ガス取引監視等委員会事務局総務課長

竹廣株式会社エネット経営企画部長

内藤関西電力株式会社執行役員・総合エネルギー企画室長

鍋田中部電力株式会社執行役員・グループ経営戦略本部部長

柳生田昭和シェル石油株式会社執行役員・電力需給部長

山田東北電力株式会社電力ネットワーク本部電力システム部技術担当部長

議題:

- (1) 中間論点整理(第2次)(案)及び非化石価値取引市場について(案)
- (2) 各市場等の制度設計に係る意見募集のご案内について

<連絡先> 経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課 TEL:03-3501-1511 (内線4761) FAX:03-3501-3675 〒100-8931 東京都千代田区霞が関1-3-1

○鍋島電力供給室長

それでは、定刻となりましたので、ただいまから総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会第17回制度検討作業部会を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところご出席いただきありがとうございます。本 日、早坂オブザーバーはご欠席とのご連絡をいただいております。

早速ですけれども議事に入りたいと思いますので、以降の議事進行は横山座長にお願いいたします。

○横山座長

本日は年末の大変お忙しい中を、また 12 時からという変則的なお昼どきの時間にお集まりいただきましてありがとうございます。

前回、私のほうから、事務局に論点整理(案)と今後の関係者の皆様からの意見の伺い方に つきまして、資料をまとめるようにお願いしたところでございます。本日は、その中間論点整理 (第2次)(案)及び非化石取引価値取引市場について(案)と、各市場等の制度設計に係る意 見募集のご案内についてという資料をご用意いただきましたので、それについてご議論いただき たいというふうに思います。

それでは早速、お手元の議事次第に従いまして進めさせていただきたいと思います。

まず、資料3-1、3-2、資料4をまとめてご説明いただきまして、また議論させていただきたいと思います。

それでは、事務局のほうからご説明お願いいたします。

○鍋島電力供給室長

それでは、資料3-1についてご説明いたします。3-1の資料をあけていただければと思います。中間論点整理(第2次)(案)として事務局のほうで資料を作成いたしました。

基本的にはこれまでの作業部会の資料を中心にまとめております。一部につきまして、加筆 修正をした箇所がございますので、そうした箇所を中心にご説明したいと思います。

ページをめくっていただきまして、1ページ目、「はじめに」ということで、こちらにつきましては全体的に新規に作成をいたしました。

冒頭4段落ほど、これまでの経緯をまとめております。貫徹小委の中間取りまとめを踏まえて、こうした作業部会が設置されたというところも含めまして経緯を記載しております。

5段落目からは、主に競争活性化の必要性について記述をしまして、その中でベースロード 電源市場の創設についても触れております。

2ページ目をごらんいただければと思います。

2ページ目に入りますと、1段落目から5段落目まで、公益的課題の解決の必要性について ということで記載をしておりまして、この中で、容量市場、需給調整市場、非化石価値取引市場 について触れております。

2ページ目の下から2段落目から、再び本作業部会の経緯について記載しております。

2017 年3月に設置されたこと、それからヒアリングを当初行ってきたこと、2017 年7月には 第1次となる中間論点整理をまとめたこと、そして現在まででこの各種市場に係る議論につきま して一通りの議論を行って、骨格部分について議論を行ってきたことについて記載しております。 その次のページにかかっていきますけれども、本作業部会において、各種市場の相互関係を 踏まえた上で検討を行うことの重要性がしばしば指摘されてきたこと。

それから3ページ目の上のところですけれども、一通りの議論が終わった段階で、これまでの議論の内容を一旦整理し、全体を俯瞰できるようにすることが、各市場の相互関係の検討等にも資するものと考えられるとしております。

3ページ目の第2段落目、最後の部分ですけれども、本中間論点整理の性格でございますが、 こちらにつきましては、本作業部会におけるこれまでの検討状況を整理し、現時点での検討の方 向性及び今後検討を深めるべき事項をまとめたものとしております。

その次の段落でございますが、本論点整理を踏まえ、改めて事業者等関係者の意見を募集することとするとしております。

最後のパラグラフですが、非化石価値取引市場につきましては、2018 年5月から取引開始になりますので、他の市場の詳細制度設計と切り離して検討を行う必要があり、本中間論点整理には含めず別途整理を行っているとしています。

次の4ページ目でございますけれども、こちらは広域機関が本年3月に供給計画の取りまとめを出した際の指摘事項について記載しております。

詳細は省略いたしますけれども、例えばこの4ページ目の上のところ、「容量市場創設の必要性がより鮮明に」という箇所で、特に事業者間競争の激しい東京・中部・関西エリアにおいて、予備率8%を下回る年度があるという指摘が触れられております。

その下に、新規の電源開発も計画されているため、これらが全て計画どおりに建設されれば、 安定供給の確保は可能な状況にある。しかしながら、事業者間競争の激しいエリアにおいて、相 対的に予備率が低下している事実を踏まえれば、今後さらなる競争の進展に伴い、次第に需給が 逼迫し、ひいては電力市場価格の乱高下が生じるおそれがある。また、電源投資決定から運転開 始までのリードタイムを考慮すれば、電源投資が適切なタイミングで行われなかった場合に、電 力市場価格の高どまりが発生する可能性も否定できないという指摘があることをご紹介しており ます。

5ページ目も広域機関の指摘事項の続きとなります。

6ページ目から、新たな市場整備の方向性(各論)という第2の章が始まります。

最初はベースロード電源市場についてです。まず最初に意義について触れております。

簡単にご紹介しますと、第1段落目に、石炭火力、大型水力、原子力等の安価なベースロード電源については、大手電力会社が大部分を保有している。新電力のアクセスは極めて限定的になっているというところを記載しております。

それから4段落目、下から2つ目の段落ですけれども、貫徹小委の議論において、新電力のベースロード電源へのアクセスを容易にするための施策としてベースロード市場を創設し、旧一般電気事業者と新電力のベースロード電源へのアクセス環境のイコールフッティングを図り、さらなる小売環境の活性化を図ることが適当とされたと、こうした趣旨を記載しております。

7ページ目はベースロード電源市場の必要性ということで、図を掲載しております。

8ページ目から詳細設計の方向性に入りまして、これまでの作業部会での資料を中心にまとめております。

まず、ベースロード市場の取引のあり方についてですけれども、こちらは過去の資料を中心にまとめているところでございます。これまでの資料において、「何とかとすべきではないか」というふうに書かれていたところにつきまして、「何とかと考えられる」というような語句の修正は行っております。

次の9ページ目も同様でございまして、これまでの作業部会の資料を中心にまとめております。

次の 10 ページ目からは、買い手の取引要件についての記述となります。こちらも作業部会の 資料を中心にまとめております。

こうした記述がずっと続いていきますが、12 ページに入りまして、買い手の取引要件のうち、 事前要件、事後要件についての記載になります。

こちらも、本文につきましては、基本的に作業部会の資料を中心にまとめておりますけれど も、13 ページに入りまして、一番下の段落でございますけれども、この事前要件、事後要件の 比較につきましては、本作業部会でもさまざまな議論がございました。

この最後の段落におきまして、この論点につきましては、引き続き、新電力にとってのベースロード市場の使い勝手のよさや、新電力間の公平性、発電事業者への負担感、市場参加者等関係者の事務コスト等を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行っていくとしております。

また、ここに注記をつけておりまして、作業部会の議論におきまして、事前要件かつ実績値

基準が妥当であるとの委員・オブザーバーからの意見が多数出されたこと、一方で計画値基準を 取り入れることが適切ではないかというオブザーバーの意見もあったことなどを注記として記載 しております。

14ページ目からも買い手の取引要件についての議論が続きます。

15 ページ目でございますが、調達量の取り消し・下方修正につきまして、こちらにつきまして注記をつけておりますけれども、基本的にはこの調達量の取り消し・下方修正というものはしないべきと考えられるとしておりますけれども、注記におきまして、計画値基準を認めた場合には、年度内の取り消し・下方修正を認めるべきとのオブザーバー意見もあったという点について記載しております。

15 ページ目の下半分の旧一般電気事業者等の位置づけにつきましては、冒頭におきまして、本作業部会で委員から多数ご指摘をいただいたことも踏まえまして、エリアを超えた電力間競争を通じたさらなる小売競争活性化の観点が重要であるという旨の記載を行っております。

次の16ページにつきましては、作業部会の資料を中心にまとめております。

17 ページ目に入りまして、ベースロード電源市場のうちの制度的措置についての記載になります。こちらのページは、まず総論についての記載でございますけれども、こちらについては、一部表現の明確化を図っておりますけれども、内容については、基本的に作業部会の資料の趣旨を踏襲しております。

18 ページも同様でございまして、一部、事務局からの口頭の説明で補足した内容なども踏まえて記載を若干変えておりますけれども、大きな趣旨としては変更しておりません。過去の資料を踏襲しております。

19 ページに入りまして、全体供出量の考え方についての記載です。こちらも基本的には過去の資料同様になっております。

なお、こちらで注の 11 というものをつけておりまして、こちらで事務局から口頭でご説明した内容を追記しております。注 11 の内容につきましては、仮に供出量が供出されると、新電力にとっても十分な供出量になるというふうなことを書いた上で、最後のところにつきましては、みなし小売事業者からベースロード電源が供出量ごと移転するということになりますと、みなし小売以外の新電力のほうでは十分なベース需要相当分の電気が確保されるということを欠くと書いております。最後に、この場合、みなし小売のベース需要は現状を維持できない可能性が高いと考えられると書いております。

若干、すみません、直前に見直しますと舌足らずなところがございますけれども、こうした 移転がそのまま行われますと、みなし小売のほうでこのベース需要に対応できるだけのベース電 源を確保できなくなる可能性があると、そういう趣旨で書いております。表現については若干見 直しをしたいと思っております。

20 ページに入りまして、こちらからは、基本的には過去の作業部会の資料を中心にまとめております。そうした資料が続きます。

21ページも同様でございます。

22ページに入りまして、常時バックアップの取り扱いについて記載しております。

こちらにつきましては、注の 15 というものを一番最後に書かせていただいておりまして、こちらにつきましては、本作業部会で初年度の取り扱いについては注意が必要ではないかというようなご指摘がありましたので、その指摘を注記として書いております。

23 ページでございますけれども、相対契約の位置づけになりまして、こちらも過去の作業部会の資料を中心にまとめております。こうした資料が26ページまで続きます。

26 ページの記載につきましては、当日、事務局から口頭で補足をした内容も加えておりますけれども、基本的には過去の作業部会の資料を中心にまとめております。

27 ページに入りまして、監視のあり方について記載しております。これも、前回 12 月 12 日 にご議論いただきました。その際の事務局資料を中心にまとめているところでございます。

29 ページに入りまして、常時バックアップ等の扱いについてというところでございますけれども、これも繰り返しになりますが、過去の作業部会の資料を中心にまとめております。

最後、31 ページでございますが、ベースロード市場に関します今後についてという点になります。

下のところに書いてございますけれども、まず今後につきまして、買い手の取引要件につきましては、さまざまな議論があったところでございますので、引き続き丁寧に検討を進める。監視のあり方等の必要な運用ルール及び適取ガイドラインへの記載につきましても、丁寧に検討を進めるとしております。

2つ目の段落につきましては、2019 年度にベースロード電源市場を開設するという方向で準備を進めようと思っておりますので、その際に必要な事務の洗い出し等の作業につきましては関係者において並行的に進めて、重要な論点については本作業部会において検討するとしております。

32ページからは、間接送電権についての記載となります。まず最初に意義としております。

簡単にご紹介いたしますけれども、最初の段落で、間接送電権の検討の背景でございますが、 地域間連系線の利用につきましては、現時点においては「先着優先」、「空おさえの禁止」を原則 として、広域機関によって利用計画が管理されているという事実を紹介いたしまして、この1段 落目の後半になりますけれども、こうした現行連系線利用ルールを、先着優先から、市場原理に 基づきスポット市場を介して行う間接オークションへと変更することを軸にルールの見直しを行 うこととされたという間接オークションについての説明を1段落目で書いております。

次の段落におきまして、後段の一番最後の部分になりますけれども、こうした間接オークションを行った上で、連系線混雑が発生した場合に、JEPXのスポット市場においてスポット価格が異なる、いわゆる市場分断が発生する可能性がございまして、このエリア間価格の差異を「エリア間値差」と称するということを説明しております。

3段落目におきまして、貫徹小委員会や本作業部会におきましては、先着優先から間接オークションへの移行や、ベースロード電源市場等の卸電力市場活性化策の実施に伴いまして、エリア間値差がより多くの事業者に影響を及ぼし得ることを踏まえ、こうしたリスクを軽減する仕組みの必要性が議論されてきたという趣旨を記載させていただいております。

こうした意義に触れた上で、33 ページから詳細設計の方向性についての記載になっていきます。こちらにつきましては、基本的に過去の作業部会、10 月の作業部会の資料を中心にまとめております。こうしたものが37ページまで続きます。

37 ページ、中ほどに、決済額に対する抑制という記載がございますけれども、これに関しまして、注記の38 というものをつけておりまして、一番下に目を移していただきますと、注記の中に、こうした抑制関係につきましては、間接送電権と本経過措置との関係にも留意しつつ詳細検討を行うことが求められると、本作業部会の議論を記載しております。

38 ページに移りまして、こちらの後半に、今後についてという項目を設けまして、今後の検 討作業について触れております。内容をご紹介いたしますと、本作業部会における検討を踏まえ、 JEPX等を中心にさらに詳細検討を進めるとしております。

それから、今後についての後半のなお書き以下でございますけれども、今回、論点整理を行った間接送電権のあり方につきましては、要すれば現物取引を前提としてさまざまな整理を行っております。この段落の一番最後ですけれども、市場開設後の状況によっては、事業者の利便性等も踏まえながら、改めて検討をしていくことも考えられるとしております。

以上が間接送電権についての記載となります。

39 ページからは容量市場に関する記載となります。まず最初に意義について触れております。 こちらも過去の作業部会の資料を参考に記載しておりますけれども、上から4つ目の段落に おきまして、先ほどご紹介した広域機関の指摘事項を記載しております。今後、供給予備率が 8%を下回る年度があるということが示されたとご紹介しております。

その次の段落において、こうした状況を踏まえると、単に卸電力市場に供給力の確保・調整

機能を委ねるのではなく、一定の投資回収の予見性を確保する施策である容量メカニズムを追加 で講じ、電源の新陳代謝が市場原理を通じて適切に行われることを通じて、より効率的に中長期 的に必要な供給力・調整力が確保できるようにすることが求められるとしております。

続いて40ページからは、詳細設計の方向性について記載しております。

まず、基本的な考え方について、さまざまな論点について記載しておりますけれども、こちらは過去の作業部会の資料を中心にまとめております。そうした資料が 48 ページ目まで続きます。

48 ページ目ですけれども、こちらも本文については基本的に過去の作業部会を中心に記載しておりますけれども、一番最後に注釈の 49 というのがページの一番下についておりまして、沖縄エリアについて言及しております。

沖縄エリアにつきましては、系統が他のエリアと連携されていないこと、卸電力市場が存在 しない等の特殊性に留意しつつ、容量市場の適用については別途検討が必要と考えられるとして おります。沖縄エリアの取り扱いについては、今後検討してまいりたいと考えております。

49 ページからは、次の容量市場の取引の仕組みということで記載しておりますけれども、こちらも過去の作業部会の資料をベースに記載しております。この取引の仕組みについての記載は54ページまで続きます。

55ページで、リクワイアメントとペナルティに関する議論を記載しております。こちらにつきましても57ページまでありますが、過去の作業部会の資料を中心にまとめております。

58 ページから、電源の立地や特性等に鑑みた kW 価値ということで、これも繰り返しで恐縮ですけれども、過去の作業部会の資料を中心にまとめております。この資料が 62 ページまで続きます。

63ページ目から、小売事業者への費用請求の考え方についての記載となります。

まず総論について 63 ページに書いてございますけれども、この中で、基本的には過去の作業 部会を中心にまとめておりますけれども、3行目に、また、小売事業者が需要家のピーク需要の 抑制に努めることで確保が必要となる容量市場の容量を抑制するという観点も考慮することが考えられるとしておりまして、本作業部会で指摘のあった点を本文に追記しております。

続きまして 64 ページでございます。こちらにつきましては、前回 12 月 12 日の回で、4 案比較して、議論を行っていただきました。その際に、まず4 案に絞り込んだ理由といたしまして、注釈の 73 というものをつけておりまして、本作業部会の議論におきまして、kWh シェアをベースに請求額を配分するのは合理性が乏しいという指摘があったということの理由を書いております。

それから注釈の 74 というものもつけ加えておりまして、本作業部会の議論におきまして、市場管理者がピークに必要となる設備を確保するという観点からは、エリアピーク時の電力に応じて配分する方法が望ましいという意見があったと記載しております。

そうした議論の経緯をご紹介した上で、65 ページでございますけれども、この小売請求の論 点につきましては、本作業部会におきましてさまざまな意見があったことを認識しております。 ということも踏まえまして、最後の段落におきまして、本論点については、小売事業者の事業環 境に大きく影響を及ぼす可能性があることから、本作業部会における指摘や事業者からの意見、 政策的な観点も踏まえて、引き続き慎重に検討を行っていくとしております。

あわせて注釈の 76 をつけまして、前回 12 月 12 日の議論について詳細に振り返りの記載をしております。事務局から、月間ピーク案、先ほどの 4 案でいえば②の案を基本として検討する案を提示したところ、委員からは、先ほどの 4 案のうちでいうと①案、年間ピーク案をベースにしつつ、予見可能性や小売事業者のシェアの変動等の問題を解決する案をさらに検討する必要がある等の指摘があったと、こうしたご意見や、②の案を支持する案、①の案を支持する案、それぞれあったというところを記載しております。

66 ページからは、容量市場のうちの新設・既設の区分、経過措置についての記載となります。 こちらも過去の作業部会についての資料を中心にまとめておりますが、67 ページに入りまして、まず注釈の77 というものをつけておりまして、この注釈の77 で、この経過措置につきまして、若干関係する論点として、暫定的な容量市場を開設するかどうかという点に触れた上で、暫定市場を開催しないことが基本と考えられると、注釈の中でも書いてあります。この論点は別の場所でも触れておりますけれども、注釈でもこう書いた上で、この場合に 2020 年に取引され、2024 年に容量契約が発行される経過措置対象電源の控除率は 42%と算定されるとしております。

こうした事務局から出した経過措置の案につきまして、本作業部会の議論としてさまざまな 議論があったと認識しておりまして、67 ページの本文の中に、最後のところですけれども、経 過措置は、容量市場導入後の小売事業者の事業環境及び発電事業者の投資予見可能性に大きな影響を与えるものであり、引き続き慎重に検討を行っていくという記載を行っております。

その上で注釈の 78 というものをつけまして、この本経過措置につきまして、内容を含め導入に賛成する委員・オブザーバーからの意見が多数であったこと、導入に反対するとの委員・オブザーバーからの意見があったこと、導入に賛成するが、その内容は不十分であるとの委員・オブザーバーからの意見があったと、この議論の内容を紹介しております。

68ページは、過去の作業部会の資料ですので、そのまま掲載しております。

69 ページから、市場支配的な事業者への対応についての論点について記載しておりますが、

これも過去の資料を中心にまとめております。

70 ページ目から、他制度との整合性についての記載がありますけれども、こちらも過去の作業部会の資料を中心にまとめておりまして、こうした資料が73ページまで続きます。

74ページ目に、容量市場の情報公開・フォローアップの論点について記載しております。

それに続きまして、(3) 今後についてということで、容量市場の今後の検討について記述を 設けております。

小売事業者への費用請求の考え方や経過措置については、事業者ヒアリング等を踏まえて、 引き続き本作業部会において、丁寧に検討を進めることとするとしております。また、沖縄エリ アにおける容量市場の取り扱い、既存相対契約において値差が生じた場合についての考え方、市 場支配的な事業者への対応等については、必要に応じて本作業部会において今後検討を行ってい くとしております。

その他、技術的な内容を含む詳細につきましては、広域機関及び監視等委員会等において並 行的に検討を行った上で、重要な論点については必要に応じて本作業部会において検討を行うと しております。

以上が、容量市場に関する記述となります。

続きまして、75ページから需給調整市場に関する記載となります。

まず、(1)で意義について触れております。これも過去の資料を中心にまとめておりますけれども、その中で例えば第2段落におきまして、現在、調整力公募が行われておりますけれども、その中でエリア間で最大4倍の価格差がついているというような事実について触れております。

また 75 ページの一番下の段落でございますが、ドイツにおいて、4つのTSOが、Grid Control Cooperation と呼ばれる広域的な連携体制を構築し、2008 年~2010 年にかけて需給調整市場の統合が図られたこと。この結果、2008 年から太陽光・風力の設備容量は3倍に増加したが、2010 年以降、予備力調達費用は減少している。この費用減少の大きな理由は、GCCによる予備力の広域的な活用とされている。これは9月 19 日に三菱総研の上田様からご紹介いただきましたけれども、その内容を触れております。

76 ページに入りまして、ここは若干加筆しているところでございますけれども、書いておりますことは、こうした広域運用を行うに当たっては、あるいはエリア内の運用、需給調整市場を開く場合にもそうなんですけれども、システム改修との関係を考えなければいけないという点について触れております。

最後の段落の最後のほうですけれども、システム改修、実運用の変更を、日々の需給調整に 支障を生じさせない形で行うためには、ルール検討、システム構築のための期間とともに、関係 者の多大な努力が必要となるとしております。

その上で、本作業部会におきましては、こういうシステム改修等の制約、あるいは日々の需給調整に支障を生じさせないことの重要性を認識しつつも、広域化等による需給調整の効率化や、調整力確保に係る市場メカニズムの採用による透明性の向上、DR事業者や新電力等の新規事業者を含めた形での調整力の確保という諸課題に対応することが、2020年以降の電力システムにとって必須の課題であるという認識を記載させていただいております。

77 ページにつきましては、シンクタンクからプレゼンのあったスライドについて記載しております。

78 ページにつきましても、作業部会でご説明いたしましたけれども、参考資料として需給調整の仕組みや、現在の調整力公募についての用語についての説明を記載しております。

- 80ページから、需給調整市場の詳細設計の方向性について記載しております。
- ①基本的な考え方ということで、検討範囲等々について記載しておりますが、これは過去の 作業部会の資料を中心にまとめております。
- 81 ページから商品設計についての記述となりますが、これも過去の作業部会の資料から作成しております。
 - 83ページから、需給調整市場の広域化についての記載となります。

これも過去の作業部会の資料を中心にまとめておりますけれども、過去の作業部会でもご紹介しましたけれども、広域化による効率化として、そこに①②③と書いてありますけれども、このような効果があるということで、複数の一般送配電事業者が協調し、エリアをまたいで広域的に調整力を調達することにより、必要な調整力調達コストが低減するということ。

それから複数の一般送配電事業者が協調し、エリアをまたいで広域的に調整力を運用することで、今度はkWh の運用コストが低減するということ。

それから、③で調整力の総量も場合によっては減らすことができると、こうしたメリットについて記載しております。

次のページ、84ページにつきましても、過去の資料を中心にまとめております。

85 ページにおきまして、これも過去の資料を踏襲しておりますけれども、共通プラットフォームの構築について書いております。

各一般送配電事業者が、調達や運用のルールを調和させずにバラバラに需給調整市場を開設 した場合に、調整力の広域的運用や、将来的な需給調整市場のさらなる広域化の妨げになり、市 場システムの開発費の重複や、電源等の対応コストの増加が懸念されるということ。

このために、2020年に向けては、簡素な共通プラットフォームを開発するということ。将来

的(~2020+X年)には、俯瞰的機能というもの、活用可能な調整力をメリットオーダー順に確保・発動するという機能でございますけれども、こういうものを共通プラットフォームに追加するなどの増強を行うことが適当と考えられるとしております。

86ページは、この共通プラットフォームについての概念図でございます。過去にご紹介したものになります。

87 ページに入りまして、共通プラットフォームの開発のあり方についてです。これも以前ご議論いただいた内容を中心にまとめております。

最初のパラグラフの中ほどですけれども、一般送配電事業者が開発し、費用負担をすることが妥当という方向性を書いて、具体的には一般送配電事業者において、代表会社を選定し、開発することが適当と考えられるとしております。今後、具体的な検討に入っていくと思われますので、なお書きとして、当然のことながら、非効率な開発が許容されるものではないことには留意が必要であるという記載をさせていただいております。

また、この開発における透明性を確保するために、広域機関等の場において、検討状況を報告するということにしておりましたけれども、話が具体的になっておりますので、この開発体制につきましてもこの検討の場で報告すると。その上で重要な事項については、本作業部会等に報告し、審議することが適当と考えられるとしております。

市場開設主体のところについても、基本的に過去の資料を中心にまとめております。

下から2つ目のなお書きのところで、2020+X年の需給調整市場のシステム開発について記載しておりますけれども、そこでも重ねて、重要な事項については国の審議会に報告し、審議することが適当というふうに追記しております。

88 ページに入りまして、需給調整市場の仕組みについてです。こちらも過去の資料を中心にまとめておりますけれども、最後のパラグラフ、なお書きのところで、現在、電源 I、II、両方を活用して、需給調整を送配電事業者において行っているという事実を記載させていただいております。

その上で、次の 89 ページでございますけれども、ゲートクローズ後の実運用についての記載となっております。

こちらにつきまして、事務局で検討しまして、なお引き続き検討が必要と考えておりまして、この需給調整市場ができていたときに、今の調整力公募における電源Ⅱのように、1年前に登録した電源が余っていたら、それを使うという運用になるかどうかというところにつきましては、必ずしもそうでもないと思っておりまして、今後、十分な検討が必要と考えております。

ということで、こうした点につきましてどうしていくかということについては、今後、十分

な検討が必要と思っておりまして、このパラグラフの最後に、俯瞰的運用機能やその調達のタイミングについては、現在使用されている中給システムの関係、広域調達・運用との関係も含め、 さらに検討が求められると追記させていただいたところでございます。

90 ページに入りまして、メリットオーダーの考え方についての記載がありますけれども、こちらは基本的に過去の作業部会の内容をまとめたものになります。

91ページ目も同様でございまして、こうした記載が93ページ目まで続きます。

93 ページ目からは、市場運営に当たっての規律等という記載ですけれども、こちらも過去の資料を中心にまとめております。

94 ページ目、おめくりいただきますと、インバランス料金について触れております。これも11月の作業部会でご議論いただいた内容をそのまままとめております。

96ページ目に、需給調整市場の今後についてという項目を設けております。

まず、最初でございますけれども、需給調整市場の開設時期でございますが、2020 年は折し も東京オリンピック・パラリンピックが予定されております。この需給調整市場につきましては、 需給調整の実際の運用にも密接にかかわるものでありますので、こうしたオリンピック・パラリ ンピックとの関係も踏まえて開設時期の検討を行う必要がある旨、事務局において追記させてい ただいております。

また、この 2020+X年におきましては、本格的な広域調達運用を行うとしておりますけれど も、可能な限り早期に実現するため、中給システム等のシステム改修との関係も含めて検討を行 う必要があると記載させていただいております。

また、先ほども申し上げましたけれども、卸電力市場で落札されなかった電源の余力などを 広く活用する市場の仕組みにつきまして、中給システムや広域調達運用との関係も含めて、さら に検討を行うことが必要と考えております。

「また」以下の段落でございますけれども、共通プラットフォームの開発体制、システム仕様等につきまして、広域機関の場における客観的な審議を行うとともに、重要な事項については、 必要に応じて国の審議会等において審議を行うとさせていただいております。

その他の技術的な内容につきましては、資源エネルギー庁・広域機関・監視等委員会におきまして引き続き検討を進めるとしておりますし、重要なものについては、必要に応じて国の審議会等において検討を行っていくとしております。

97 ページ、98 ページにつきましては、広域機関において検討されたイメージ図、本作業部会でもご紹介いたしましたけれども、イメージ図を添付しております。

中間論点整理、最後のページになりますけれども、今後の検討の進め方ということで、章を

1つ設けております。

本中間論点整理で論点整理を行った内容を含めまして、電気事業者を初めとした関係者からの意見を募集するということ。また、今後、本作業部会において、改めて事業者ヒアリングを実施すると記載しております。事業者ヒアリング等の内容を踏まえまして、本中間論点整理の内容を含めさらに検討を深めまして、2018年の春以降に中間取りまとめを行うこととしております。また、2つ目の段落ですけれども、各市場につきましては、関係機関とも連携しながら所要の検討を進めていくとしております。非化石価値取引市場につきましては、繰り返しになりますけれども別途の整理を行うこととしております。

最後のパラグラフですけれども、検討作業の内容につきましては、各市場の項目において記載のとおりでありますけれども、沖縄エリアにおける容量市場の取り扱い、既存契約見直し指針等につきましては、検討の必要性がかなり明確だと思いますので、こちらで記載させていただいております。

以上が資料3の1についてのご説明となります。

ちょっと長くなりますけれども、まとめて次の資料について簡単にご紹介したいと思います。 資料3-2を開いていただきますと、こちらは先ほどご紹介しました中間論点整理につきま して、概要資料という形でまとめております。

これは中間論点整理の内容を、比較的わかりやすく、簡略化してまとめているものでございます。今回の検討が、各事業者において、さまざま将来的に影響も及ぼすこともあろうかと思いますし、社内での検討等々にも活用されることも想定しまして、簡略化した資料をつくっております。

詳細については、この中間論点整理、本文のほうをごらんいただければというふうに考えて おります。こちらは、そういう資料をつくりましたというご紹介でございます。

最後に資料4をごらんいただければと思います。非化石価値取引市場についてでございます。 こちらにつきましては、12月20日に基本政策小委員会に本作業部会で検討した内容を報告させていただきました。その際に、特段、内容について変更を求める意見はございませんでした。

繰り返しになりますけれども、非化石価値取引市場につきましては、スケジュール面の観点から、中間論点整理とは切り離して進める必要はあると考えておりまして、別の形でまとめさせていただいております。今後、この非化石価値取引市場につきましては、所要の手続、準備を進めて、2018 年 5 月の F I T電源分についての取引の開始に向けて検討を進めたい、準備を進めたいというふうに考えております。

この資料でございますけれども、基本的に作業部会のスライドを文字の形、文章の形にまと

めたものでございますけれども、1点だけ、3ページ目をごらんいただければと思いますけれども、非化石証書の取引につきまして、これまで基本的に転売は可能としておりましたけれども、こちらにつきまして、注釈の8をごらんいただければと思います。

この転売につきましては、証書の流動性の観点から認めるということも考えられると思いますけれども、他方で実需以上の非化石証書を購入して買い占めが行われるという懸念もあろうかと思いますし、また何より非化石証書の取引に係る税会計上の検討の中で、こうした取り扱いについても技術的に考えなければいけないということも事務局内で浮上してきておりまして、こちらの取り扱いにつきましては、今後検討するという扱いにさせていただければと思っております。そうした面でこの1点のみ、過去に議論した内容から修正を加えております。

以上、資料3-1、3-2及び4につきまして、説明が長くなりましたが以上となります。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それではこれから、ただいまご説明いただきました資料につきましてご議論いただきたいと 思いますが、中間論点整理、これは分厚い資料でございますし、またiPadを操作するのも時 間がかかりますので、論点を変えてご発言いただくときは一呼吸置いて、皆さんが資料をめくっ たり、iPadを操作する時間をちょっといただければというふうに思いますので、ご配慮いた だければと思います。

それから事務局から、お手持ちのiPadについて補足説明があると聞いておりますので、 簡単にお願いします。

○鍋島電力供給室長

お手元に i P a d しおり機能の利用方法についてということで配らせていただいております。ホームページにアップした資料もそうですけれども、今回の資料の3-1の中間論点整理については、Acrobat OPDFのしおり機能というものをつけております。

i Padの画面をタッチいただきますと下に図柄が出てくると思いますけれども、一番左下の3つの線を押していただきますと画面が切り変わりまして、右上のさらに3つの線のところを押していただきますと、しおり目次機能が出てくるというものでございます。こうしたメモを利用していただければと考えております。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは早速ご議論いただきたいというふうに思います。ご発言される方はネームプレート を立てていただければ、ご指名をいたしますのでよろしくお願いいたします。 それでは、廣瀬委員からお願いいたします。

○廣瀬委員

ありがとうございます。 1 点だけ申し上げます。 資料 3 - 1 の 15 ページから 16 ページにかけて、旧一般電気事業者等の位置づけというところに関してでございます。

これは第8回の作業部会のときに申し上げたことの繰り返しになりますが、この 16 ページの参考図1-8に、②一部禁止、③自エリアのみ禁止ということがご説明されております。そもそもベースロード電源市場導入の目的は、新電力がベースロード電源にアクセスすることでございますので、新電力が優先的にベースロード電源を確保するということが最も重要だと思います。

そうした上で、新電力がベースロード電源を確保した後であれば、旧一般電気事業者同士の電力間競争、これはこれで促進されるべきものと思いますので、私はこの③の自エリアのみ禁止、もちろん新電力さんが充分にベースロード電源にアクセスした後でございますけれども、技術的に可能な範囲で、旧一般電気事業者等も買える、つまり③自エリアのみ禁止という選択肢を改めて推したいと考えます。

第8回以降の作業部会においても、別の委員の先生からも同趣旨のご発言があったかと思いますので、くどいようでございますけれども、きょうもう一度申し上げた次第です。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

大山委員からお願いいたします。

○大山委員

2つお話ししたいと思います。1つ目は容量市場の件で、いろいろ議論があった小売への費用請求のあたりですけれども、私自身は、基本は年間の kW がピークだと思っているんですけれども、ただ予見可能性が低くなるということで、それも配慮するという議論に回っていったかと思います。ただ、どうやったら予見可能性を上げられるかということについては、まだ余り議論してなかったかなというふうに思いますので、そのあたり含めて今後ぜひ詰めていきたいなというふうに思っています。

それからもう一つ、需給調整市場の件ですけれども、需給調整市場はこの制度を変えていく 上において非常に重要なものだというふうに思っていまして、ただ、2020 年の段階では、低速 のものだけ広域化するということですので、まだ余り広域化は進んでいないような状況になるか と思います。ですから、大事なのは、2020 年+X年というときのあり方をしっかり考えて、そ れを邪魔しないように 2020 年をやるということかと思います。私自身、広域機関の検討等に参 加していますので、そのあたり注意して進めていきたいと思います。

もう一つ大事なのは、現状では旧一般電気事業者の電源がほとんどであるということが書かれていたかと思いますけれども、ともかく旧一般電気事業者以外の電源をどういうふうに活用できるかということを基本に考えていきたいなというふうに思っています。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、松村委員からお願いいたします。

○松村委員

まず、容量市場の経過措置に関してです。まず今回、事前説明の後で加えられたであろう文章、経過措置は容量市場導入後の小売事業者の事業環境及び発電事業者の投資予見可能性に大きな影響を与えるものであり、引き続き慎重に検討を行っていくとの記述に関してです。引き続き慎重に検討を行っていくことを、新たにというか、強調していただいたのはとてもありがたい。 大きな問題が残っているということですね。

それから小売事業者の事業環境に影響を与えるというのもそうだと思うのですが、私はこの 文章にあらわれているこの報告書の性格について、とても危惧をしています。まず、発電事業者 の投資予見可能性に大きな影響を与えるというのは、一体どういうことなのでしょうか。今回、 提案されているものは、投資のマージナルなインセンティブに影響を与えないものがそもそも提 案されているはず。投資の予見可能性に影響を与えるってどういうことでしょうか。そもそも経 過措置なので、新規には関係ないわけですよね。それから、既にあるものの延命投資を考えたと して、マージナルなインセンティブに影響を与えないようなものを考えているじゃないか。

この文章は、確かに経過措置のやり方を間違えれば、事務局案のとおりになるとは限らないので、やり方を間違えればこういうことがあり得るということに関しては間違っているとは言わないけれども、このやり方自体については、経過措置自体が反対だということを言った人はいるのは認識しているけれども、このやり方自体に反対している人はいなかったと私は認識しています。このやり方からすると、本来はこのような影響がないような制度を設計したのにもかかわらず、安直にこんな文章が出てきてしまうことに関してはとても危機感を持っています。

さらに言うと、これは委員の間からも意見があり、その後、脚注にも、これでは足りないという意見と、そもそも経過措置というのは不要だという意見というのが両方あった。これは正しいと思うのですが、又吉委員が確かにそういうことをおっしゃったわけですけれども、それに関しては本当にロジカルに、今回の事務局案の提案のようなもので競争関係にどういう影響を与え

るのかということはちゃんと説明してくれということを私は発言したつもりですが、いまだに回答は受け取っていません。

何が言いたいのかというと、これは言いっ放しで、言った意見というのはそのままそういう 意見があったということで入れているが、本当にそれで良いのか。今後の議論でちゃんと考えて いっていただきたい。きちんとロジカルな話だったのか、単におかしいと思いますと言っただけ なのかということは、重みが全然違うのではないかと思います。この点についてはこれからの議 論でちゃんと整理していただきたい。

さらに私はこの文章でとても危機感を持っているのは、登場人物が発電事業者と小売事業者 だけという点。この報告書全体も、発電事業者と小売事業者の事業者の環境については目配りし ているけれども、背後にいるのは消費者。消費者の利益が全く考えられていないのではないかと いう懸念すら持つほど、消費者の利益の言及がほとんどない。

実際に経過措置に関して、既得権益の人にお金を渡すことにすれば、小売事業者にとっても 負担になるかもしれないけれども、明らかに敗者は消費者。消費者が結局、高い電気代を払い、 そのつかみ金は既得権益を持っている人に流れる構図になっている。この点ことはきちんと認識 する必要があると思います。消費者の利益に対する配慮が、こういう文章を見ても足りないので はないかとの危機感を持っています。

今回はまだ中間整理なのでこれでもいいと思いますが、これから議論をしていくときに、小 売事業者と発電事業者がいいと言ったらそれでいいという発想は根本的にまずいと思っています。

次に、調整力市場に関してです。調整力市場に関しては、2020 年というのと、2020 年+Xというのが両方議論されていて、この報告書でも確かに両方が書いてある。しかし 2020+Xの議論がとても薄く、2020 年のところだけが詳しく書かれているような気がして、若干懸念を持っています。

2020 のところで広域調達をする。これは大変いい。前進ですが、実際に出てきているものは、 私たちが期待していたものの下限と言うと変ですが、こんなことしかできないのか、ということ しか出ていない。

そうすると、それを進めるのはいいとしても、最悪の場合、この 2020 のささやかな広域調達を入れる準備に忙しくて、2020+Xという肝心のほうの検討が遅れるだとか、2020 に集中するためには2020+Xの議論はやっていられないということなら、全く本末転倒。

本来は、2020 の措置は経過の状況であって、2020+Xが本命のはず。こっちのほうがいいか げんになるぐらいだったら、Xを2021なり2022なりと定めて、途中のものはすっ飛ばして、で きるだけ早く本格的なものを導入する議論にしたほうが、社会的に見て効率的ではないかと思う ほどのゆっくりしたペースで、2020+Xの検討が進んでもらったら困る。

ゆめゆめ 2020 を準備するために、2020+Xのところは、今、検討する余力がないだとか、遅くなるという議論が決して出てこないように。もしそういう議論が出てくるような余地があると すれば、2020 を中間で挟むことに関しても見直す余地があると思います。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、山田さんのほうからお願いいたします。

○山田オブザーバー

ありがとうございます。今ほど幾つかご意見もございましたので、その辺に関連してお話を 申し上げたいと思います。まずは、本日いろいろ中間の論点整理をしていただきまして大変あり がとうございます。

私ども一般送配電事業者の観点からコメントを申し上げたいんですけれども、まとめていた だいた内容に関しては、これまで必要な調整力を市場から確実に確保するという観点からまとめ ていただいておりますので、大きな違和感はないものと感じております。

今ほど大山委員と、あと松村委員のほうから、システムの開発についてご意見をいただいておりますので、その辺についてまずお話をしたいと思います。前の第 14 回タスクフォースのほうで、我々一般電気事業者の方で共通プラットフォームを開発したい及び市場運営をしたいというふうにさせていただくことを表明させていただいているところでございます。

今回の資料の 85 ページぐらいから、需給調整市場のシステム関連について記載をいただいているところでございますけれども、まずは、私ども 2020 年に向けまして、システム仕様、それから市場運営方法というものをまずは検討させていただきたいというふうに考えてございまして、2020 年断面では、もしかするとちょっと簡易的な方法にはなるかもしれませんけれども、そういったことで進めさせていただきたいと。

ただ、先ほどもご意見いただいておりますとおり、2020+X年がどういった姿となるのかといったところを見据えながら、いずれ手戻りのないようなシステム設計、市場運営方法の検討というものを進めさせていただきまして、適宜、広域機関の場で報告させていただきながら、ご指導をいただきたいというふうに考えてございます。

それから資料のほうの 83 ページぐらいからですかね、運用面のほうについて記載をいただいているところでございますけれども、今回の需給調整市場の広域化というのは、まず基本的に、 広域的な調達によりましてコスト低減を図るということが一義的な目的というふうになると思い ますけれども、まずは電力の安定供給を維持する上で非常に重要ということで考えてございます。 資料のほうにも記載いただいておりますけれども、中給システムの改修ですとか、私どもの これまでの運用への変更というものを十分に考慮しながら対応していく必要があるのかなという ふうに考えてございますので、今後のこれからの検討に当たりましても、実運用を十分配慮いた だくということでお願いしたいと思いますし、私どももその検討に、今、積極的に協力してまい りたいというふうに考えておりますので、引き続きよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。 それでは、小宮山委員からお願いします。

○小宮山委員

中間取りまとめの整理、まことにありがとうございました。全体を通しまして特に私から違和感を覚えることはございません。それで、2点だけコメントをさせていただきたいと思います。まず、論点整理の75ページ目からの需給調整市場に関しまして、これまでご議論いただいた枠組みを実施することで、やはり系統利用者の参画を促す適切なインセンティブをしっかり付与すること、また、将来、来る電力の需給構造の変化に効率的に適応できる枠組みの整備が重要と思いますので、今回これまで取りまとめた枠組みをしっかり実施して、そうしたことに応えていくということが大変重要かなと思います。一方で、需給調整市場でございますけれども、先ほどの山田委員からもご指摘ありましたとおり、やはり需給調整の部分は電力品質の維持のためのミリ秒から数時間までの非常に広範な時間領域での物理的な需給制御が関連すること、また、報告書のほうにも記載ございましたとおり、特定地域立地電源並びに電圧調整電源など、安定供給上の基盤の維持にも関連する極めて重要な市場と理解しております。

大山先生からもご指摘ございましたとおり、システムの改修の進捗をやはり見きわめるというのは大変難しいと私自身も思っております。例えば、ご議論にもございましたとおり、2020+XのXというのを技術的な見地でどのように今後判断していくかということも、一つ検討課題として挙げていただくべき点かと個人的な印象を感じた次第でございます。しかしながら需給調整市場のこれまでの議論に関しましては、特に違和感がある点はございません。

最後の点でございますけれども、容量市場の、67 ページ目からの経過措置に関連する点でございますけれども、今後も引き続き慎重な検討を行うということでございましたけれども、私自身といたしましては、こちらの事務局案に賛同させていただきたいと思います。

やはり小売事業環境の激変緩和の観点から、一定期間、発電事業者への支払い額を一定の率

で減額して、小売事業者の負担額に反映するという一定の経過措置を講じる案に、事務局の案に 賛同させていただきたいと改めまして思います。

こちらに記載がございますとおり、新規建設案件への配慮、並びに 10 年目程度まで減価償却コスト比率が大きく、10 年目時点前後で固定費が7割異なるといった、モデルプラントではございますけれども、その運開以降のコスト構造の推移、並びに 10 年目時点で新既設電源と旧既設電源の公平性が確保されていること、そして電気事業の環境変化を踏まえて、経過措置、起算時点を東日本大震災発生時点の2010年度末とし、また容量市場開設時点で旧既設電源の控除 kWの比率を7割として、控除を段階的に減少して2030年で経過措置を終了することというのは大変合理的な考え方だと思いますので、私としてはこちらの事務局の案に賛同させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。 それでは、秋元委員からお願いします。

○秋元委員

どうもありがとうございます。3点ぐらい申し上げたいんですけれども、全体として見ますと特に違和感もなくて、これまでの議論をうまくまとめていただいていますので、大きな反対ではなくて、ちょっとささいな点を3点申し上げたいと思います。

1点目は、前回申し上げたんですけれども、関係すると 62 ページ目のあたりかと思うんですけれども、自家発の扱いということで、ちょっとその自家発というのが余剰の部分を出している部分で、それで発電事業者であってもそのまま、ほかと同じようなリクワイアメントがかかると、ちょっと扱いが難しい場面もあるだろうということを申し上げたと思うんですけれども、その後、新電力の方々からも少し賛同の意見もいただいたと思ったんですけれども、それに対するちょっとコメントが、もしかどこかに追加されたんであれば教えていただきたいんですけれども、ちょっとぱっと見た感じで見当たらないので、そういう意見があったということをどこかで追加していただければありがたいかなというのが1点目でございます。

2点目は、その64ページ目の①から④の配分なんですけれども、それについて、65ページ目の注釈76で、いろんな意見が記載されているんですけれども、私のちょっと感想ですけれども、前回等の議論からすると、①の案を推したという委員が大多数だったというふうに思っていて、私も①がいいかなと思ったんですけれども、その後、実務上ワークしないんじゃないかというご意見もあって、それはちゃんと書かれていると思うんですけれども、ただ、委員の大多数は①の

案だったと思うので、ここでは何となく、①の案をベースにしつつ云々、指摘があったというふうに書かれていて、ほかの記述は、多くの意見があったとか、その多くがあった場合にはそういう記述がされているんですけれども、これは何か完全に並列のようなので、これからもっと議論したらいいと思うんですけれども、ただ、現時点での意見としては①案ベースが多かったというのは事実だというふうに思いますので、例えば、「多くの委員からは」といったような言葉を足しておいてもらったほうがフェアなまとめ方じゃないかなというふうに思います。

もう1点最後ですけれども、これはちょっとどこに書いたらいいのかわかりませんけれども、 私もたしか大分前だったと思いますけれども申し上げましたし、新電力等、オブザーバーの方々 からしばしばご意見があったと思うんですけれども、定量的な分析、全体として見たときにどう いう影響があるのか、それぞれにおいて、典型的な例について、全体の市場としてどういう特質 になって、特質という言い方は余りよくないかもしれませんけれども、その全体の収益がどうい うふうに変わってくるのかというシミュレーションが欲しいという意見があったというふうに思 いますけれども、そういうこともちょっとどこかに、注釈でいいので書いておいていただけると ありがたいかなと。

要は、非常にこういう市場がたくさん設計している中で、事業環境の予見性が非常に下がっていて、ちょっと事業性をどう考えていったらいいのかという悩みを皆さん持っていらっしゃると思うので、それに対する回答として、ある程度どこかの段階でいいと思いますけれども、シミュレーションというものが望まれるとか、そういう意見があったということでいいと思いますけれども、ぜひ追加しておいていただければというふうに思います。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、竹廣さんお願いします。

○竹廣オブザーバー

ありがとうございます。まず、この中間論点整理(2次案)、非常に多岐にわたる議論の中、 おまとめいただきましてありがとうございます。

今回、各制度の方向性の案、という形で示されたと理解しておりますけれども、まず、3ページにもありますように、この時点で一旦全体を俯瞰して、それから各事業者の意見を聞いて、各市場ごとの設計や市場間の関係を改めて慎重に検討するということで、これは非常に大事なことだと思っております、賛同いたします。

同時にですけれども、今後の検討に当たりまして、改めてですが、システム改革の目的の一

つであります事業者の事業機会及び需要家の選択肢の拡大ということに照らし合わせて、また、 今の新電力と旧一電の競争環境の現状も踏まえまして、例えば各論は正しい整理がなされている ものの、本当に全体としてさらなる小売競争の活性化につながるようなものになっているのか、 といった観点ですとか、制度改正直後において競争環境がゆがめられたり、需要家が負担を急に 強いられるようなことになっていないか、といった観点ですとか、高負荷の需要家など、我々か ら見るとこれまで供給できなかったお客様であり、お客様から見るとこれまで選択肢がなかった わけなんですけれども、そういう需要家が本当に購入できるのか、といったような観点で、まさ に全体を俯瞰いただいて、需要家の立場で内容を点検いただきたいと思っております。

各論はたくさんありますので、ポイント絞って2点ほど申し上げたいと思います。先ほど出ました容量市場の経過措置です。先ほど来ありました引き続き慎重に検討するというふうに整理されていますけれども、これも需要家負担の激変緩和の観点から言いますと、経過措置そのものは必要という意見が大分あったと思います。導入の方向で、詳細はこれから検討するという形でぜひ進めていただきたいと考えています。

それからベースロード市場ですけれども、これは過去に委員並びに我々はじめ複数のオブザ ーバーから意見がございました未稼働電源の固定費を稼働後に回収する案ということにつきまし て、いろいろ意見があったと認識しています。今後の検討を深める観点からも、この中間論点整 理案の中に何らかのご記載をいただけないかと考える次第でございます。

加えて言いますと、未稼働電源の話では、最初から最後まで稼働しない可能性もある(未稼働電源の)固定費負担については、我々新電力が当該ベースロード電源にアクセスできるタイミングと、その費用負担のタイミングのイコールを図るという意味でも、競争環境がゆがめられるのではないかという観点につながると思っていまして、この点からも考慮が必要なポイントではないかと考えております。

実際、今、我々のお客様から、「今度いろいろな市場ができるそうだけれども、新電力も、高 負荷であっても供給できるようになるんじゃないか」というような声をいただいているんですけ れども、我々は正直歯切れが悪くて、部分的には供給できるかもしれませんけれども、この高負 荷の需要家に本当に供給できるのか、というのが、この時点では不安な状態でございます。本当 にこの需要家のニーズに対応できるのかといった観点でご検討をいただきたいと思います。

繰り返しではございますけれども、需要家の声、それから需要家にとって新たな費用負担にならないのか、といった観点ですとか、本当にベースロード市場で需要家の選択肢が拡大するのか、といったような観点で、各論はもとより全体として需要家の観点でメリットのある制度設計になるように改めて点検をいただきたいと考えております。

以上でございます。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは菅野さん、お願いします。

○菅野オブザーバー

今日の中間論点整理で、今年の春からの電力の価値を分けて幾つかの市場を作る議論について、だいぶ具体的なイメージが固まったということで、感謝しております。

私も今後の検討でお願いしたいことは全体の俯瞰ということ。制度検討作業部会で検討している幾つかの市場の相互関係も非常に大事だし、それに加えて、電力システム改革の3つの目標が全体として成し遂げられるよう、制度検討作業部会と別の場で議論されている諸制度も含めて俯瞰して、整合をいただきたい。例えば再生可能エネルギーの大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会で日本版コネクト&マネージ、調整力確保が大きなテーマになっている。託送ルールの在り様を現状と大きく変えようということであれば、市場への大きな影響もあるだろう。また、監視等委員会でも、託送負担の在り様について、発電側課金という考え方で変革が議論されている。

○横山座長

ありがとうございました。

それではOCCTOの佐藤さん、お願いいたします。

○佐藤(悦) オブザーバー

需給調整市場に関して一言申し述べます。先ほど大山先生、あと松村先生から、2020 年の市場が何か、共通プラットフォームが何か、どういったものを広域運営にするかというよりも、むしろ 2020+X年の需給調整市場の最終形のあり方そのものや、+X年を少しでも早くすべきといったことに、より今後議論を行うべきだという意見がございました。

それに関連しまして 87 ページを見ていただきますと、まさに 2020 年の共通プラットフォーム化をどのようにすべきかとか、それと、なお以下で、2020+X年の需給調整市場の整備やシステム開発に向けた検討についても、最短で実現可能な時期の精査も含め、当該委員会、当該委員会というのは、広域、私どもの機関での需給調整市場を議論する委員会をつくるべしというふうなことが書いてあります。

それで、きょう両先生からいただいた意見を受けまして、私ども、年明けに何らかの委員会を事務局として務めさせていただこうかと思っておりますが、2020+X年の需給調整市場の整備でございますとか、この+X年を少しでも早くするということにより重点を置いて、議論を進め

ていただくように準備をしたいというふうに思います。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは東ガスの佐藤さん、お願いします。

○佐藤(裕) オブザーバー

ありがとうございます。まずは今回このような中間論点整理をおまとめいただきまして、長期間にわたって広範に検討してきた全体像を一旦俯瞰する機会を与えていただいたことに感謝申し上げます。

その中で、先に各論として議論して、ある程度の方向づけをしたものが、後で別の論点を議論した結果として、少し再考の余地があるのではないかと感じたものがありますので、1点そこについてコメントをさせていただきます。

具体的にはベースロード電源市場の常時バックアップ等の扱いに関してでして、資料3-1 の 22 ページの部分になります。こちらで記載されておりますとおり、常時バックアップは、ベースロード電源市場と政策目的が一部重複するということで、基本的な方向としてはBL市場からの調達に移行を促すという方向づけがされていたと思います。

その具体的な手法として、前年度の常時バックアップ契約に基づく契約量及び実供給量をB L市場における供出量等から控除することを基本とする、ということになっております。ここの 供出量等というところは、明示的には書かれていないのですが、確認しましたところ、6月30 日の第8回の作業部会では、供出量及び購入枠と記載されておりましたので、基本的には購入枠 が含まれていると理解をしております。

BL市場の買い手の取引要件については、まだ結論は出ておりませんので、これから再考する余地も残されているとは思いますけれども、基本的に調達量の取り消しや下方修正は認めない、また前年度実績で確定した一定量を常に引き取るという方向で、議論されていると認識しています。

そうなりますと、かなり常時バックアップ契約と使い勝手の面で大きく違いが出てきます。 大きな方向としてBL市場からの調達に移行を促すというところはよろしいと思うのですが、果たして新電力にとって使い勝手や、あともう一点価格の面で、小売の競争の活性化に資する仕組みになるのか、気になっております。

常時バックアップ契約そのものの見直し議論は別の場で進められると認識しておりますけれども、ぜひBL市場の制度設計との関連性・整合性に十分ご配慮をいただいた上で、実際の新電

力の調達環境の改善に大きく資するかどうかのチェックをお願いしたいと感じております。 以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、武田委員からお願いいたします。

○武田委員

ありがとうございます。おまとめいただいた中間整理について大きな異論はございません。 あえてということで、既に秋元先生、竹廣オブザーバーからご意見があったところと重なります が、未稼働電源の固定費、自家発余剰電源の扱い、また電源差しかえの議論等、ここでの議論量 に比していささか記述が軽いといったような印象を受ける箇所もございますので、可能であれば、 議論、追記していただければと思います。

なお、需給調整市場について、複数の先生からご意見があったところですが、ボトルネック 事業者間の協力はなかなか進まないということで、欧州でも難渋したと認識していますので、も ちろん安定供給は重要ですが、管理しつつ 2020+X年というものを目指すことが必要と思いま した。

最後ですが、松村先生からご意見がありました消費者の利益について、私も極めて大切だと 思います。消費者の利益という視点から、もう一度さまざまな制度を全体的に評価することが必 要と考える次第です。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、新川さんのほうからお願いいたします。

○新川オブザーバー

当方、委員会組織でございますので、あくまで事務局としての意見であることを留保して発言をさせていただきます。本日の中間論点整理は、作業部会におけるこれまでの検討状況を整理し、現時点での検討の方向性及び今後検討を深めるべき事項をまとめたものと理解しておりますが、これまでの審議会における議論や意見をも踏まえて、今後詳細な制度設計に向けた議論が継続されるべきものと考えております。

電力・ガス取引監視等委員会としても、監視のあり方については、委員会事務局としてさら に検討を行ってまいりたいと考えておりますし、監視のあり方が制度設計とも密接に関連すると も考えられますので、そういった観点、それから委員会の任務の一つであります適正な電力取引 を確保する観点からも、今後、制度設計等に貢献していきたいと考えています。

その上で1点だけ申し上げますが、94ページでございますけれども、需給調整市場開設後のインバランス料金のあり方でございますが、ここの 94ページには、需給調整市場開設後、同市場を通じて一般送配電事業者が調達する調整力のコストは、基本的にインバランス料金の形で系統利用者から回収されることとなるという記載がございますが、調整力のコストには Δ kW とそれから kWh が含まれるところ、どの部分をインバランス料金として回収し、どの部分を託送料金として回収するかという整理は今後の議論であろうと認識をしております。

インバランス料金のあり方は、委員会事務局としても非常に重要なテーマであると認識して おりますので、積極的に今後の議論にも貢献していきたいと考えております。

よろしくお願いいたします。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、斉藤さんのほうからお願いいたします。

○斉藤オブザーバー

ありがとうございます。まずはこのような形で非常に多岐にわたる制度をきちっとまとめていただきまして大変感謝しております。また、こういう機会で一旦中間論点整理と、私自身も今回ある意味立ちどまって、今までの議論を振り返って、かつ頭の整理、そしてもともとの目的というのは何だったのかというところを改めて自分自身思い起こすことができまして非常に感謝しております。

その中で、やはり改めて考えていきますと、先ほどから松村先生や武田先生、あるいは竹廣 さんのほうもおっしゃっておりましたが、消費者の方の立場に立った視点といいますか、電力シ ステム改革、3つの目的が挙げられておりますが、事業者の事業機会及び需要家の選択肢の拡大 と。我々小売事業者として、日々、需要家の皆様と接していて、やはりよりいい制度を通じて 我々が事業をして、最大限メリットを還元していくというような姿勢で事業をやっている中で、 この一連の制度を拝見させていただきますと、今までもちょっと主張させていただきましたが、 2点ほど改めてここで述べさせていただきたいと思います。

まずベースロード電源市場につきましては、やはり実効性のある市場ということで、ぜひこちらが活用できて、そして需要家の皆様に還元できるような、そのような市場にしていただけたらと思っております。

前回のタスクフォースにおきましてちょっと発言させていただきましたが、やはり実効的に 機能させるためには、まずは供出価格ですとか、供出量に関しての具体的なルールを適取ガイド ラインなどの文書にしっかり記載していただいて、実行の際には監視等委員会の方において、小 売市場の価格とともにこのベースロード電源市場の価格を監視していただき、改善する点がある 場合につきましては、こちらの記載内容を変更するというような具体的な運用ルールを見直して、 そういうプロセスを通じてどんどん改善していくというような運用がよろしいのではと考えてお ります。

そのためにも、今後これはより制度を具体的なところを検討していくに当たっては、具体的なルール、先ほども話題に上がりましたが、例えば未稼働電源の固定費とは何なのか、どこまでの範囲を指すのかというところも私自身よくわかっておりませんし、ここら辺がどのあたりまでなのか。このような議論を今後していくことによって、より実務に即した形にもなるかと思いますし、同時に皆が心配しているコスト感ですとか、本当に我々小売事業者として使えるものになり得るのかとか、そういうような議論につながっていくかと思いますので、そういうような形で議論を今後していただければと思っております。

容量市場につきましては、私自身も再三主張させていただいておりますが、経過措置につきましては、小売事業者としては絶対に必要であるということで、ちょっとしつこいんですが、改めて主張させていただきます。

さらに、このレベルにつきましても、現行の事務局案につきましては、いろんなことを考えた上で決めていただいているということは百も承知しておりますが、やはり今の新電力の置かれた競争環境ですとか、もちろんこれ 2024 年の負担にはなりますけれども、仮に今の足元の環境に当てはめて考えたとしても、多くの新電力にとって経営上のかなりのインパクトになるのではというふうに想像しております。

ですからここにつきましては、繰り返しになりますが、これをより具体的に、ではどうしたらいいのかといったときには、やはりシミュレーションですとか、具体的に足元の小売事業者の経営状況を見た上でどうなるのかですとか、そういうような視点でのやはり検討というのが必要ではないかと思っております。

最後になりますが、この後、意見募集されるということで、ここにつきましてはぜひ多くの 事業者のご意見を拾っていただいて、今後の議論に反映していただければと考えております。 以上でございます。

○横山座長

ありがとうございました。 それでは、又吉委員からお願いいたします。

○又吉委員

ありがとうございます。中間論点を整理していただきましてありがとうございます。私のほうから2点コメントさせていただきたいと思います。

1点目は、前回、容量市場における自家発余剰に係るリクワイアメント・ペナルティのあり 方について、柔軟な対応が必要なのではないかというふうに発言させていただきました。これま での事業者ヒアリング等々で、自家発事業者からのご意見、もしくは自家発事業者さんから余剰 電力を相対契約で買われている新電力さんからのコメントをいただく機会が少なかったように思 いますので、もし可能であれば、年明け以降の事業者ヒアリングの場において、そういった意見 を伺う機会をいただけるようご検討をいただければというふうに考えています。

2点目は、先ほどご指摘をいただきました容量市場に係る経過措置について、私の意見について、ちょっとわからない点があるというご意見をいただいたので、私、あの場で一応そう考える背景を2つお話ししたつもりでした。

1つは、経過措置に7割控除率をかけることの整合性をどうやってとっていくんでしょうかというところが不安に思っていますと。基本的には、容量市場において kW 価値が新規電源のフルコストをカバーできれば、7割減でもある意味既存電源のキャッシュコスト、維持コストはカバーできると。ただ、実際に今の現状を見てみますと、kW 価値がそこまでつくような状況には経過措置期間はならないのではないかという懸念を持っていると。

そういう意味ではシミュレーションをした上で見てみて、既存の電源、特に限界費用の安い 電源から早期退出を促してしまった場合、kWh 市場の価格高騰につながるリスクもあるのではな いかというところを懸念した次第です。

あともう一つは、新電力間の競争公正性が担保されていないのではないかという点をご指摘させていただきました。新電力さんの中には、震災前に電源を建設してバリューチェーンで入られた方々がいらっしゃいます。この人たちに経過措置をかけることというのが、結果として相対契約の面でのディスインセンティブを与えることというのが本当にいいんでしょうかというところをご指摘させていただいた次第です。

説明不足で申しわけございませんでした。以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、柳生田さんお願いいたします。

○柳生田オブザーバー

ありがとうございます。まず中間論点整理ということでこのような機会を与えていただきまして、誠にありがとうございます。私の方からは、電力システム改革の目的の中の3つ目であり

ます「事業者の事業機会及び需要家の選択肢の拡大」という観点に着目して、ベースロード市場 に関して1点と、容量市場に関して1点、述べさせていただきたいと思います。

ベースロード市場に関しましては、未稼働電源の固定費を含むという今の建てつけでスタートを切った場合に、本当に新電力がベースロード電源にそれなりの価格でアクセスすることによって、消費者の方にそれを還元できるというような形になるかどうかということを、ある程度検証していただきたいなという風に思っております。先ほど秋元委員のほうからもありましたけれども、何かシミュレーション的なものを行う等を通して、この最終的な目的が達成されるのかということを検証していただきたいと考えております。

それから監視のあり方に関しまして、27 ページに記載されていますけれども、この供出価格に関する監視の仕方ということでここに記載があるわけですが、委員の方からも「小売価格との整合性ということに関する監視も必要ではないか」という意見もあったかと思いますので、その点に関しても記載していただけるとありがたいと思います。

それから容量市場に関しまして、小売への費用請求ということでございますけれども、月間ピーク、年間ピークという議論がありましたけれども、年間ピークという考え方は基本的には理解いたしますが、繰り返しになりますけれども、小売事業者として需要が月間で入れかわるのは不可避で、契約 kW が下がっていく、上がっていくという実務の流れの中で、小売事業者としては容量価格の支払いのために需要家から回収すべき部分の取り漏れ等が発生するようなことが事実上起きてしまうということになってしまいます。もし、その月間ピーク論を取り入れることになるとしても、小売事業者がきちっとどのように費用を回収できるかということをセットで考えていただきたいなという風に思っております。

以上でございます。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは大橋委員、お願いします。

○大橋委員

2点です。まず大部な資料の作成、誠にありがとうございます。よくまとまっているなと思って拝見しました。

2点、1点は需給調整市場に関してですけれども、今回、付加的についたところとして、88ページから 89ページにかけて、現在のシステムがどうなっているのかというお話をしていただいていると思うんですけれども、エリアの需給調整を、電源Ⅰ、Ⅱを比較して一体的に限界費用で行っているというふうな記述で、これはこれで実は結構効率的に行われているわけですね、エ

リアの中においてですが。

今後、需給調整市場、2020 年なりプラスXに向けてやっていくとなれば、広域化と、あと市場設計のさらなる深掘りだと思うのですけれども、広域化はメリットがあると思います。市場設計も、多分現状のエリアで最適運用しているのにミシン目を入れるような形になるので、若干いろんな主体を入れて効率化するというところをしっかりやっていかないと、実は社会コストは上がるとかということにもなるかなという感じがしないでもないですし、ここはトレードオフあると思うんですけれども、当然、先ほどから言うように今回の趣旨というのは選択肢をふやすことなんだということで、しっかりやっていくというのは重要だと思いますけれども、ここのあたりは効率性の観点からきちっと市場設計をやっていかないといけないなというふうな感じを持っています。

2点目は、先ほどからある容量市場の話ですけれども、以前の会合で申し上げましたが、この容量市場の価格というのは何のシグナルになっているのかということは、しっかり考えて市場設計していくべきなのかなと思います。結局、この価格で発電の投資とかそういうものも決まってくるわけなので、余り容量市場の価格付けををゆがめてしまうと、市場全体というか、事業者のインセンティブも含めてかなりゆがんでしまうことを懸念してもいいのかなと思います。

シミュレーションも重要だと思いますが、他方で、シミュレーションの重要性は踏まえた上で、これも前も申し上げましたけれども、エリアの需給状況によってはコストベースで入れてこない可能性もあるのかなと。つまり、コストベースを割り込んで入札するケースも結構あるんじゃないかなという気は、何となく直感的にいたします。

容量市場での価格というものを、先ほどから市場を俯瞰的に見るべきだという議論ありましたけれども、ここのあたり俯瞰的にきちっと、発電市場というものが健全に形成されるんだというところというのは、きちっと以降の議論の中で見ていかなきゃいかないのかなというふうに思います。

以上、コメントです。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、内藤さんからお願いいたします。

○内藤オブザーバー

ありがとうございます。これまで各市場の多岐にわたる論点について議論を重ねていただき、 また、本日その議論の状況をわかりやすく整理していただきました。取りまとめの労に対して、 お礼を申し上げたいと思います。 今回の市場設計は、本日の資料にも記載していただいているとおり、小売全面自由化のもと における競争環境の整備、安定供給、環境適合等の公益的課題の克服を主な目的にしていると理 解してございます。

しかしながら、まだ詳細の決まっていないことが多数ございますので一概には申せませんが、 現在の制度設計で中長期的に必要な電源が過不足なく確保、維持されるのか、自信が持てないと ころでございます。特に、容量市場における経過措置の制度設計のあり方次第では、中長期の電 源維持にも影響を及ぼす可能性があると考えてございますので、引き続き慎重な議論をお願いし たいと思います。

このような問題意識を踏まえ、電源投資維持インセンティブを適正に確保しつつ、電気事業者間の競争を促すという市場設計の本来の目的を見失わないよう引き続きご議論していただければと思います。また、我々といたしましても最終的にお客様の利益に資するような制度設計になるよう、積極的に検討に参加させていただきたいと思います。

以上でございます。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは鍋田さん、お願いいたします。

○鍋田オブザーバー

ありがとうございます。私からは全体的なことと、それからベースロードについて1点、お話させていただきたいと思います。まず今回、資料の冒頭から書かれておりますとおり、電力の安定供給とか電気料金の抑制、選択肢の拡大といった電力システム改革、これをお客様に伝えていくということが大事なわけですけれども、その重要となるさまざまな市場について、大変たくさんの論点を整理いただいたと感謝申し上げます。

これらの市場でございますけれども、安定供給を確保していくとか、電源開発だけでなくて、電源をしっかりと維持をしていく、それから小売事業者間のイコールフッティングという観点からも相互に関連しているものと思っています。kW、ΔkW、kWh 及び非化石という、本来1つの電源が持っている価値でございますけれども、これをさまざまな市場に分かれて取引することになりますので、それぞれの市場で価値が適切に評価されるということが重要であると思っています。これから市場競争が進展していく中で、やはり中長期的に必要な電源を確実に確保する、そして適切に新設の電源に置きかわっていくという仕組みが、複数の市場を組み合わせて実現できる、そのために相互に整合がとれて、そして全体として継続的な事業運営がされる制度設計になるようにしていっていただきたいと思います。

あと個別のところのベースロードについて、1点申し上げたいと思います。この冒頭、廣瀬 委員のほうから、ベースロード電源市場で買うことのできる範囲についてお話がございました。 私もここの部分については、以前、話を申し上げたところでございます。

1つは、まず自エリア内にベースロード電源を供給することが比較的容易なのでということが文章に書いてございますけれども、ベースロード電源を市場に出していきますので、ベースロード電源のアクセス環境のイコールフットが図られている域外に供給できるだけの余力が段々となくなってまいります。このため、関連会社だとか子会社については会計も完全に分かれており、優先的な卸供給ができるわけではないので、新電力の方と同じように調達させてほしいということを以前申し上げたつもりでございます。

資料の中にもございましたけれども、今後、発電、それから小売がそれぞれ利益の最大化に 向けた事業活動をしていくという局面になりますと、調達できる範囲というのを制限するべきで はないのではないかというぐあいに考えています。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。 ほかにありますでしょうか。 よろしゅうございますでしょうか。 曽我委員、お願いいたします。

○曽我委員

私からは1点だけ、先日の部会でも申し上げた点と若干重複する点ではありますが、バイオマス混焼設備についてです。今後FIT制度との関係も含めて整理されるということで伺っております。こちらはもともとFIT制度上、バイオマスの専焼、混焼の区別がなく、制度が建て付けられていて、実務上、混焼が比較的多く行われていることがそもそも論点となっている理由と理解しておりますが、仮にそのFIT制度の建付を見直すことにより整理するとしても、既設の設備については恐らく制度変更をそのまま適用するというのは、いわゆる遡及適用の問題等のハードルがあるかと思います。また、新設設備についても、混焼という選択肢が過度に採用しにくくなってしまうということが、電源導入や環境的な配慮等の各種の政策的な観点から、望ましいのかどうかというところも検討の必要があろうかと推察しております。いずれにしてもハイブリット的な電源については、実態を踏まえて合理的な形で、容量市場への参加の可能性についてご整理いただくとよいのではということを、念のため申し上げさせていただきます。

○横山座長

どうもありがとうございました。 よろしゅうございますでしょうか。 それでは、事務局のほうからいかがでしょうか。

○鍋島電力供給室長

ご指摘ありがとうございます。表現等々については、座長とも相談しつつ、検討していきたいというふうに考えております。

何点かご指摘いただいておりますけれども、例えば経過措置の点につきまして、記述についてもう少し消費者の観点なども含めて考えていくべきというご指摘いただきましたけれども、これは今後の作業部会の検討におきましても、事務局として心していきたいというふうに考えております。

容量市場につきましては、今回、冒頭にも若干触れましたけれども、大きな方向性としては、この供給力不足による需給の逼迫、価格の高騰、こういうものをどうやって防ぐのかというような問題意識から出発していたのだろうというふうに考えております。その際に、容量市場の導入というもののこのスケジューリングによっては、一時的な負担がどうなるのかというのかというような問題もあり、この経過措置の議論も行われているものと認識しております。こうした点につきまして、引き続き、先ほどいただいたご指摘も踏まえながら検討をしていきたいというふうに考えております。

それからベースロード電源市場につきましても、さまざまご意見をいただいているところで ございます。その際に、今後のお話といたしまして、この市場の監視をどういうふうにしていく のかという点についてもご指摘をいただいたところでございます。

こちらにつきましては、今後についてというところの中で、監視のあり方等の必要な運用ルール及び適取ガイドラインへの記載について検討を行うというふうにしておりますので、こちらの論点につきましては、この作業部会において検討を進めていくとしたいと思っております。その中で今回は、このベースロード市場につきましては、制度的措置として切り出しを求めていくということでございます。

そうした中で、自主的に行うということであれば、さまざまなことが考えられるわけですけれども、制度的に求めるということの中で、どのような条件でどういうふうな価格でというところまで求められるのかというところも、あわせて検討が必要なのだろうと思います。いずれにしましてもそういうところにつきましては、監視のあり方等の必要な運用のルールの検討の中で、あわせて検討をしていくことなのだろうというふうに考えております。

さらに今回、定量分析シミュレーションの必要性についても改めてご指摘をいただいたとこ

ろでございます。こちらにつきましては、かねてご指摘をいただいたところでございますし、今回、冒頭にこうした広域機関の資料の紹介なども含めまして、定量的なところについて若干追記はしておりますけれども、今後も引き続き検討をしていきたいと、どのような形で定量的な分析ができるのかというところにつきましては検討していきたいというふうに考えております。

その中で、価格の予想ということにつきましては、やはりこの市場を今後つくっていくという中でなかなか難しいところがあるというところについては、ご理解をいただければと考えておりますが、可能なところまでどういうものができるのか、引き続き検討していきたいと考えております。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、中間論点整理の2次案の今後の取り扱いでございますが、本日のご意見、追記等もいろいろご意見いただきましたので、含めまして、修正につきましては座長に一任をいただきたいというふうに思いますが、よろしゅうございますでしょうか。修正版につきましては、速やかに公表したいというふうに考えております。

また、非化石価値取引市場につきましては、特段、内容修正に係るご意見はなかったという ふうに思っておりますので、本案で了承していただきたいと思います。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。

それでは続きまして、資料5について事務局からご説明をお願いいたします。

○鍋島電力供給室長

資料5について、ごらんいただければと思います。資料5でございますけれども、制度検討 作業部会が検討する各市場等の制度設計に係る意見募集のご案内についてという文書になります。

冒頭の3段落で趣旨を書いておりますけれども、最後のところに書いてありますが、各市場等の制度設計について、実務的な観点を踏まえてさらに検討を進めていくために、改めて事業者を初めとする関係者から広く意見募集を行うという趣旨を書いております。

意見募集の対象でございますけれども、ベースロード電源市場、間接オークション・間接送 電権、容量市場、需給調整市場、非化石価値取引市場、既存契約見直し指針、インバランス制度 等の関連する制度としております。

意見募集期間でございますけれども、本日以降1カ月間を見ておりまして、1月26日までとさせていただいております。意見提出先・提出方法につきましては、様式に従って事務局のメールアドレス宛てにお送りいただくという形式になっております。

その他でございますけれども、いただいた意見への個別の回答はいたしかねるという点、それから2つ目のポツですが、いただいた意見については公開される可能性があることをあらかじめご承知おきくださいとしております。

それから次のページに行きまして、最後のところですけれども、本意見募集につきましては、制度検討作業部会の議論を行う過程で行うものでございます。行政手続法に基づくパブリックコメントとは異なり、基本的に今後整備される市場等の直接の当事者となる事業者を初めとした関係者に対して実施をするという趣旨を書いております。これにつきましては、広域機関等から関係事業者にも周知するご案内をしたいと考えております。

○横山座長

どうもありがとうございました。

ただいまのご説明に関しまして、ご意見、ご質問ございましたらお願いしたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

安藤委員、お願いいたします。

○安藤委員

ありがとうございます。この意見募集なんですけれども、この場に参画していない方々からの有益な知見を得るいいチャンスだと思いますので、先ほどの中間論点整理のところで申し上げてもよかったのかもしれないんですけれども、やはりある程度、大部のものになりますので、この業界の方とか、関係者の方が意見を出されるものであるということは理解しておりますけれども、この中間論点整理の第2次の中で、およその合意ができている部分と、まだまだ議論が尽くされていない、両論併記になっているような部分、これが明確にわかるような、箇条書きでもいいですし、または目次のパートに何か〇×△をつけてもいいですけれども、何か特に注意して意見が欲しいようなところがわかったほうが、より効果的なものが出てくるんじゃないかなと思ったりしますので、本日からもう募集開始ということですのでなかなか難しいかもしれないですけれども、できる範囲でよりこれからさらに追加議論が必要なところについての意見がいただけると大変ありがたい気がするので、そのあたりご配慮いただければと思います。

以上です。

○鍋島電力供給室長

ありがとうございます。その点につきまして先ほど説明がちょっとできておりませんでしたけれども、資料の3-2のスライドにおきましては若干の工夫を行っておりまして、後半に入ってきますと、各市場の論点について書いてございますけれども、現時点での検討の方向性というところについては本文に書きつつも、さらに検討を深めるべき事項ということころについても書

いております。

ですので、このあたりについては、今、議論が分かれているところも含めて書いております し、今後さらに検討していくべきところもございます。このあたりについて、さまざまな有益な ご意見をいただくことを期待しているところでございます。

○安藤委員

それですと、私、この資料5を見て、近日中、掲載予定になっているのが中間論点整理の第 2次だけが挙がっていたのでそういうふうに考えたんですが、この概要資料も挙げていただける という理解でよろしいですか。

○鍋島電力供給室長

はい、承知いたしました。そのように修正して掲載したいと考えております。

○横山座長

ご指摘ありがとうございました。

そのほかにございませんでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、どうもありがとうございました。本日の議論はここまでにさせていただきたいと 思います。

本日は、年内最後のタスクフォースになりましたが、3月以降、もう今日は17回目ということになりました。長い間、活発に有益なご意見をたくさん賜りまして本当にありがとうございました。今回、中間論点整理(第2次)(案)をまとめることができましたのは皆さんのおかげだというふうに思っております。引き続き、来年も議論を行っていきますので、どうぞよろしくお願いをしたいというふうに思います。

それでは皆さん、よい新年をお迎えいただきたいということを申しまして、きょう終わりに したいと思います。どうもありがとうございました。

一了一